

**募集
開始**

小規模事業者 持続化補助金

例えば、こんなことに活用できます!!

- ◆チラシの作成、配布
- ◆看板の架け替え
- ◆商品パッケージの改良
- ◆商談会への出展
- ◆店舗改装 など

補助上限

50万円

必要経費の3分の2

◆**対象** 常時使用する従業員数が以下に該当する事業所

卸売業・小売業	5人以下
サービス業(宿泊業・娯楽業以外)	5人以下
サービス業のうち宿泊業・娯楽業	20人以下
製造業 その他	20人以下

◆**申請書類**

- 申請書
 - 経営計画書
 - 事業計画書
 - 申告書及び決算書 他
- ※申告書は、税務署の受付印があるものがが必要です。

**商工会の
受付期限**

平成28年**12月22日(木)**

申請書類作成には時間が必要ですので、当商工会での受付期限を設けさせて頂くことをご了承ください。

お申込み
お問合せ

相談内容に親身に対応し、計画策定、申請の支援を行います。

徳之島町商工会 ☎82-1409